

(2) 契約提供の期間

契約締結日より12ヶ月。お申込者から退会のご連絡が無い場合には、以後1年毎の自動更新とします。

(3) クーリング・オフ

- ① 契約の申し込みをされた場合、契約書面を受領した日を含む8日間は書面により、役務提供契約の無条件撤回ができます。尚、クーリング・オフに関して、不実のことを告げられて誤認し、又は脅迫され困惑してクーリング・オフをしなかったときは、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでクーリング・オフができます。
- ② クーリング・オフの効力は、書面を発信した時から生じます。
- ③ 受諾者は、クーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求しません。
- ④ すでに契約に基づき役務が提供されたときにおいても、受諾者は、当該契約に係る役務の対価その他金銭の支払いを請求しません。
- ⑤ 当該契約に関連して金銭を受領しているときは、受諾者は、速やかに、その全額を返還します。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">切手</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="text-align: center;"> <p>受諾者住所</p> <p>受諾者行</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>契約締結日 ○○年 ○月 ○日</p> <p>受諾者 全国仲人連合会 ○○○</p> <p>代表者又は担当者 ○○○</p> <p>右記日付の契約を撤回します</p> <p>●ご住所</p> <p>●お申込者名</p> <p>●お電話番号</p> </div>
---	---

(4) 中途解約について

- ① クーリング・オフ経過後においては、将来に向かっていつでも中途解約を行うことができます。
- ② 中途解約の場合、解約の申し出があった日に係る月の月会費を現金にてお支払いいただきます。(入会金、登録費、更新費の返金はありません。)

■お支払い総額のイメージ



(5) 契約書面の交付

契約に際し、契約内容を明記した書面を交付します。

(裏面へ続く)